

居住支援プラン家賃保証サービス



ナップ賃貸保証株式会社

保証プラン

R7 ハーフ安心居住支援プラン

初回保証料	連帯保証人	年間保証料
100%	不問 (要審査)	20,000円

※緊急連絡人について※
親族その他の関係者（自然人）の連絡先提供を求めないものとする。

保証項目	保証限度額	保証内容
賃料保証	50ヶ月	賃料、管理費・共益費、変動費、その他申込時に申告いただいたもの
賃料以外の保証 ※賃貸借契約・特約事項に記載あるもの	5ヶ月 (内違約金2ヶ月)	短期解約違約金・解約予告義務違反金 (原契約に準ずる)
		ハウスクリーニング (原契約に準ずる)
		鍵交換費用 (原契約に準ずる)
		原状回復費等 (契約者が認めたものに限る) ※承諾がない場合は国交省のガイドラインに沿って賃料総額2ヶ月分相当額まで
近隣トラブル解決支援	元警察官相談員の全国訪問体制構築 案件収束まで100%完遂。案件戻しゼロ	
地震お見舞金	保険金額2万円	震度6強以上の地震が発生 かつ 避難指示等が24時間を超えて出されたとき
裁判・弁護士費用／残置物撤去費用	実費／100万円	ナップが必要と認めたもの
スミビング契約対応	孤独死保証	賃貸借契約解除 ※リーガルスムーズ社対応
		残置物撤去 ※リーガルスムーズ社対応
		原状回復費用 (物件内における死亡確認時のみ) ※リーガルスムーズ社対応
	空室補償	最長24ヶ月 or 支払累計100万円まで
無断退去保証	上限 200万円	賃貸借契約解除 ※リーガルスムーズ社対応
		残置物撤去 ※リーガルスムーズ社対応
		原状回復費用 ※リーガルスムーズ社対応

各種対応サービス

Rプランなら、ご契約者様の非常時（孤独死・無断退去）においても、スムーズに権利問題を解決、遺留品・残置物の撤去から原状回復までの諸業務を遂行、早期解決に貢献いたします。

スムービング（委任）サービスとは

ビジネスモデル特許取得済

ご契約者様とリーガルスムーズ社(第三者の立場の会社)の間でスムービング（委任）契約を結んでいただく事で、ご契約者様の非常時に、法的手続きや諸業務を早期解決致します。



孤独死・無断退去時においても、スムーズに次の入居募集へ移行できます。

※法人契約の場合は、原則対象外。

スムービングサービス詳細

入居者様に代わり下記3項目の対応を行います。

賃貸借契約等の解除（弁護士等による内容証明書通知）
契約解約意思及び物件内残置物の所有権放棄を通知します。

遺留品・残置物等の撤去
当該物件内の残置物を撤去を行います。

原状回復・特殊清掃等
当該物件の原状回復工事を行います。

対応可能最大額
200万円※

国内で初めて、元警察官100%のコールセンターが、警察が介入しづらい近隣トラブル解決を支援いたします。“困っている人を助けたい”という思いから生まれた当社のサービスです。



元警察官100%のコールセンター



元警察官相談員の全国訪問体制を構築



案件収束まで100%完遂、差戻ゼロ

ストーカー、嫌がらせなど、事件未済の近隣トラブルを元警察官が収束までサポートします。



隣近所がうるさい

子供の足音
ゲーム・YouTube
宴会・パーティなど

- 対処
- ✓ まずは**事実確認**。相談の50%近くは過剰反応による
 - ✓ 言うべきことは遠慮しない。**仲裁者の存在**を示して再発防止
 - ✓ 「**集合住宅はお互い様**」双方へ「相手への気遣い」を促す



重度精神疾患・認知症

何度も同じ話を繰り返す
同じ担当者を指名
幻覚幻聴・妄想

- 対処
- ✓ **自傷他害の無い状態までケア**
 - ✓ 状況をよく見て**ケガをしない・させない**立ち振る舞い
 - ✓ 警察・福祉・医療など**専門家との連携**も

ご参考 | 感情のステップと早期介入の重要性



トラブル重篤化回避のためには、「気になる」という段階から早期介入し、対処の選択肢を広げることが重要です。

サービスの内容

対象物件の属する地域に震度6強以上の地震が発生し、かつこの地震を原因としてその地域に対して避難指示等が24時間を超えて出された場合に、お見舞金として20,000円をお受取りいただけます。

対象物件の属する地域について

1 震度6強以上の地震が発生し



かつ

2 1を原因とした避難指示等^(※1)が24時間を超えて出されたとき



お見舞金として **20,000円** をお受取りいただけます。

選べる受取り方法

全国のセブン銀行 ATM または ご指定の口座 でお受取りが可能

(※2)

(※1) 避難指示等とは

災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第60条 (市町村長の避難の指示等) もしくは第61条 (警察官等の避難の指示)、水防法 (昭和24年法律第193号) 第29条 (立退きの指示)、地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号) 第25条 (立退きの指示)、警察官職務執行法 (昭和23年法律第135号) 第4条 (避難等の措置) またはこれらと同様のその他の法令に基づく避難のための立退きの勧告または指示をいいます。

(※2) 一部のお客さまは「ご指定の口座」を選択する際にお問合せが必要になります。

サービス提供期間

2024年12月1日午前0時から1年間。以降1年間の更新。
【入居月の翌々月から補償開始】

お見舞金受取りの手続き

お見舞金支払いの対象となる地震・避難指示等が発生した場合は、引受保険会社であるチューリッヒ保険会社より対象の方へ、お手続きのご案内をさせていただきます。

本サービスにご登録の携帯電話番号へSMSにてご連絡させていただきます。

※お住まいの地域を変更され、その地域にお見舞金支払いの対象となる地震・避難指示等が発生した場合などで、チューリッヒ保険会社からの連絡がないときは、チューリッヒ保険会社 事故受付係 0120-669-958 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始休) までの連絡ください。なお、地震・避難指示等が発生した時点でナップ貸貸保証株式会社の保証サービスを解約されている場合などはお見舞金はお支払いできません。

お見舞金をお支払いできない主な場合

以下の場合はお見舞金のお支払い対象外となります。

- ナップ貸貸保証株式会社の保証サービスを解約した場合
- 地震の震度が震度6強に満たない場合
- 避難指示等の発令期間が24時間以下の場合
- 避難指示等が、対象物件の属する地域以外の地震を原因として発令された場合
- 核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性を原因とする場合 など

本サービスに関するお問合せのご案内

チューリッヒ保険会社
お客様係

0120-774-776

受付時間: 9:00~17:00 (日・祝・年末年始休)